

NPO 法人に対する課税のあり方

M1465317 原 智 紀

1. NPO 法人について

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、議員立法により平成10年3月に制定され、同年12月に施行された。以来、各都道府県及び内閣府において多くの団体が特定非営利活動法人として認証されている。その数は、平成17年9月現在、全国で23,608団体であり、内訳は都道府県によるもの21,651団体、内閣府によるもの1,957団体である。広島県においても356の団体が認証されており、それぞれ特定非営利活動を行っている。

非営利公益法人制度は、明治31年に施行された民法第34条に、公益法人が規定されたことに始まり、100余年にわたる歴史を有している。そして、その設立に際し、非営利性、公益性、主務官庁の許可・監督を求めている。これに対し、特定非営利活動促進法は、法人設立が認証という、許可に比べて簡易な手続きで可能とし、また、市民の監視に委ねるという観点から行政の監督が抑えられている。

公益法人には、収支予算書・決算書の提出、決算書上での予実差異の明記が義務づけられており、財団法人の場合には、基本財産の処分に主務官庁の承認を要するなど、主務官庁の広範な指導監督の下にあるといえる。それに対し、NPO法人は、収支予算書の提出は設立、合併の時だけであり、決算書に予実差異を記載する必要もない。また、基本財産という概念がなく、当初資産がゼロであっても設立することができ、所轄庁の監督が最小限のものになっている。

2. NPO 法人に対する税制

NPO法人は、法人税法等の適用については「公益法人」とみなされ、株式会社などの営利法人に対し無制限納税義務を負わせているのに対し、公益法人は各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について課税され、収益事業以外の事業から生じた所得および清算所得については課税しない制限納税義務を負っている。NPO法人は収益事業から生ずる所得に対する税率については普通法人と同じ税率が適用され、公益法人等に適用される軽減税率は適用されない。また、収益事業から非収益事業に対して繰入支出した場合に公益法人等に認められている20%までの寄付金の損金算入も認められていない。

消費税の適用については、消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等について課されることになるので、NPO法人の行う収益事業はもちろん、収益事業以外の事業についても課税の対象となる。

3. 寄付金税制について

公益法人等の財政基盤を強化していくために、公益法人等への寄付を促進し、寄付収入増加に寄与する制度として、一定条件を満たした公益法人等に寄付を行う個人又は法人に対して税を減免する制度がある。公益法人の中で特定公益増進法人と呼ばれるものに対し寄付を個人が行った場合は、寄付金控除として所得から控除でき、普通法人が行った場合は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、寄付人の損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる、という規定がある。NPO法人のうち、認定NPO法人に対しても特定公益増進法人と同様の措置がとられている。

4. 公益法人改革について

公益法人制度の抜本的改革が行われようとしているが、NPO法人はこの度の改革により発展的解消となる可能性が高いが、非営利法人の中の1形態として残るであろう。新たな非営利法人の公益性について、法人制度として公益法人類型を残すつもりなのか、税制優遇の面で公益性を問題にするのかがはっきり示されず、改革の詳細はすべて今後の検討となっている。21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進するために公益法人制度の抜本的改革を行うのであれば、議論をもっとオープンにし、この制度を利用する公益法人や、NPO法人、そして市民団体との討論を尽くすべきである。

5. NPO 法人に対する課税のあり方

NPO法人に対する課税については、公益性を有すると認められるもののみ非課税とし、その他の事業については原則課税とし、毎年確定申告と同じように課税庁の判断をおおぐことを条件とする必要がある。そして、公益性という名の下にNPO法人を設立し、非収益事業に対する非課税、寄付金の優遇団体として認められるためには、NPO法人自身が、一般の営利企業のように厳密な経理処理をしなければならない。また、所轄庁はNPO法人に対ししっかりと報告義務を課し、ディスクロージャーを充実させて、民間が監視できるような環境を作っていく必要がある。